

呉市地方卸売市場事業経営戦略

団 体 名 : 呉市

事 業 名 : 地方卸売市場事業

策 定 日 : 令和 3 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

※複数の市場を有する事業にあつては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

| | | | |
|----------------------------|-----------|-------------|---------|
| 法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分 | 法非適 | 事業開始年月日 | 昭和26年1月 |
| 職 員 数 | 0 人 | 市場種別区分 | 地方卸売市場 |
| 前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度 | 昭和57年度 | 次回再整備予定年度 | 未定 |
| 広 域 化 実 施 状 況 | 該当なし | | |
| 民 間 活 用 の 状 況 | ア 民間委託 | — | |
| | イ 指定管理者制度 | 平成24年4月から導入 | |
| | ウ PPP・PFI | — | |

(2) 使用料形態

※取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

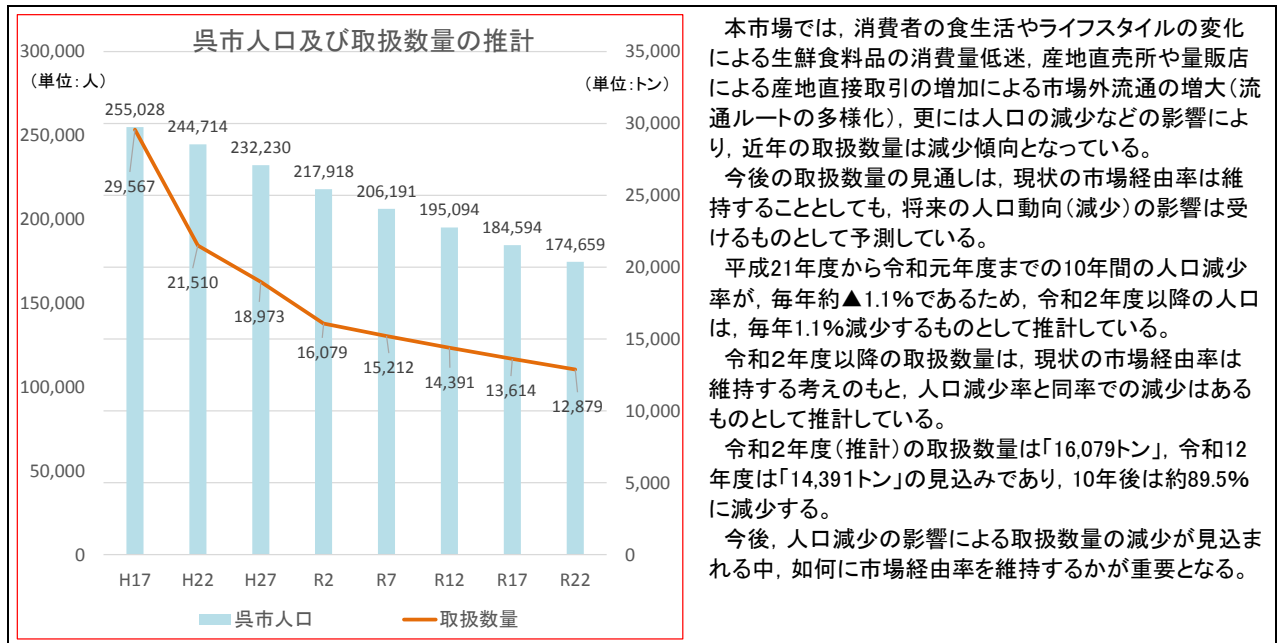
| | | |
|-----------------------------|---|--|
| 売上高割使用料の 概 要 ・ 考 え 方 | 卸売業者及び仲卸業者の売上高の1,000分の2.16を使用料としている。 (仲卸業者については、市場外から直接買受けた物品の売上に対して賦課) 卸売業者の負担する施設使用料の一部として、売上高使用料を徴収している。 | |
| 施設使用料の 概 要 ・ 考 え 方 | 市場使用料によってまかなうべき経費(施設設備の償却費、地代、修繕費、管理事務費、損害保険料)から各施設の使用料単価を算出し、施設の専有面積に応じて、各施設の使用料を決定している。 | |
| 使用料改定年月日 (消費税のみの改定は含まない) | 平成 24 年 4 月 1 日 | |

(3) 現在の経営状況

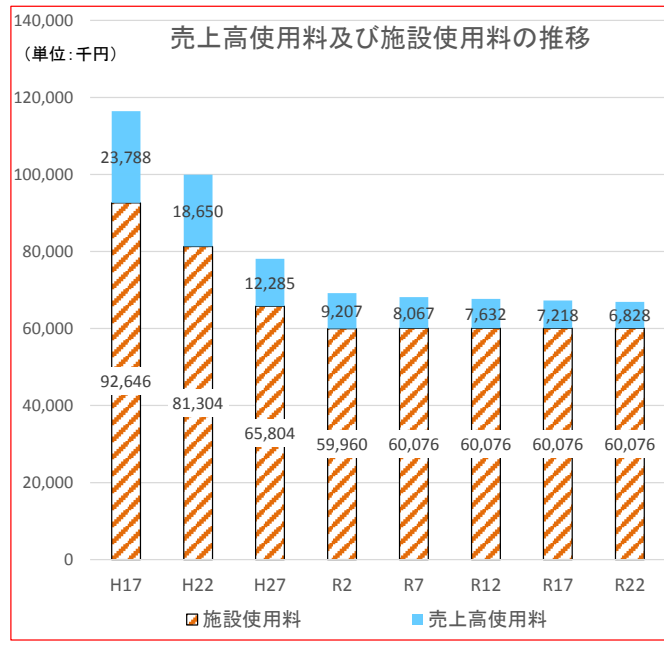
| | 年度 | 野菜 | 果実 | 水産物 | 肉類・鳥類・卵類 | その他 | 合計 |
|---|-----|--------|-------|-------|----------|-----|--------|
| 年間取扱高 (t) ※過去3年度分を記載 | H29 | 14,420 | 3,606 | 1,238 | — | — | 19,264 |
| | H30 | 14,729 | 3,364 | 1,225 | — | — | 19,318 |
| | R元 | 11,998 | 2,919 | 1,341 | — | — | 16,258 |
| 年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度分を記載 | 年度 | 野菜 | 果実 | 水産物 | 肉類・鳥類・卵類 | その他 | 合計 |
| | H29 | 3,260 | 1,134 | 1,415 | — | — | 5,809 |
| | H30 | 3,082 | 1,134 | 1,244 | — | — | 5,460 |
| | R元 | 2,314 | 863 | 1,180 | — | — | 4,357 |
| 経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載 | H29 | 93.8 % | | H30 | 101.3 % | R元 | 99.0 % |
| 経費回収率 ※過去3年度分を記載 | H29 | 77.7 % | | H30 | 101.0 % | R元 | 98.8 % |
| 他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載 | H29 | 22.3 % | | H30 | 0.0 % | R元 | 0.0 % |
| 有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載 | H29 | 83.6 % | | H30 | 84.7 % | R元 | 85.7 % |
| 企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載 | H29 | 89.2 % | | H30 | 81.3 % | R元 | 67.6 % |
| <p>過去に比べ、取扱金額や市場内業者が減少し、市場会計の収益が減少しているものの、現在は、地方債償還額が減少し、合わせて大きな投資も行っていないことから市場会計の経費も減少しており、現時点、市場運営経費は、当該収益でまかなえる状況(他会計繰入金が必要)となっている。 現有施設は老朽化が進んでいるため、市場運営の形態や施設規模の見直しを行い、それに合わせた施設整備のあり方について検討が必要である。</p> | | | | | | | |

2. 将来の事業環境

(1) 取扱高(t)の見通し



(2) 使用料収入の見通し



市場の収入には、「施設使用料」と「売上高使用料」がある。
 令和2年度の収入見込みを基準として、以降の動向を次のとおり見込んでいる。

〔施設使用料〕

現状の施設使用者(営業者)に異動がないものとして推計(R2年度中に、新たな施設使用者が現れ微増)。

〔売上高使用料〕

卸売業者の売上高にほぼ比例して増減するため、取扱高の見通しのとおり、人口動向(減少)の影響により、毎年1.1%減少することで推計(R2は決算見込み、R3は予算額を適用)。

施設使用料は、横ばいで現状の使用料を維持する。
 売上高使用料は、市場経由率や物価変動などが無いことを前提とし、10年後(令和12年度)は、約82.9%に減少する。
 使用料については、施設整備時以降、空店舗の発生や売上高の減少により、予定どおりの収入が得られていない。

(3) 施設の見通し

市場の主要施設は昭和56年に建築され、築後40年が経過し、老朽化が見られることから、次期施設整備の方針決定が急務となっている。(現施設(S56)の整備費 土地10億円 建物設備28億円)

現在は、耐用年数なども参考にしながら、施設等の日常点検や、適宜の更新・修繕を行うことで効率的な維持管理に努めている。

本市の公共施設に関する個別施設計画(策定中)においては、本市場施設全体の耐用年数を50年と仮定し、市場の取扱数量の減少や、空店舗が発生している状況から、耐用年数満了後の令和13年度からは、規模を縮小して継続する施設に位置づけられている。

本市場は、過去から、市民等へ生鮮食料品等を効率的に安定供給しており、その流通において中心的な役割を担っているが、時の流れとともに流通が多様化し、市場経由率は大きく低下するところとなっている。

◎国内の生鮮食料品の市場経由率 青果「平成元年度 82.7%」→「平成29年度 55.1%」【27.6%減少】
 水産物「平成元年度 74.6%」→「平成29年度 49.2%」【25.4%減少】
 ※令和元年度 卸売市場データ集(令和2年8月 農林水産省)より

また、本市場は、隣接する広島市場との競合や幹線道路網へのアクセス不良など、過去から地理的に不利な条件に置かれており、加えて取扱数量が少ないため集荷効率が悪い(場合により、集荷物が広島市場までしか配送されない)状況にある。

◎市場の取扱高(令和元年中)

◇青果〔広島市場〕数量165,609トン 金額42,757百万円 ◇水産物〔広島市場〕数量21,614トン 金額23,194百万円
 〔呉市場〕数量 15,921トン 金額 3,446百万円 〔呉市場〕数量 1,364トン 金額 1,210百万円
 ※広島市場の青果は、中央市場と東部市場の合計

今後、市民等への生鮮食料品等の安定供給の維持方法や、市場流通の動向などを考慮し、本市場のあり方を検討し、早期にその結論を出す必要がある。

当該結論に基づき、詳細な次期施設整備計画等を作成し、経営戦略の修正を行う。

(4) 組織の見直し

現在、市場は、指定管理者による管理運営を行っており、所管課(農林水産課)に兼任職員2名(グループリーダー、担当1名)を配置し、運営している。
指定管理者の選定(指定)や定期的な修繕(市が実施する電力計の更新)などを行う年度では、一部事務が発生するが、現体制で運営を継続している。
市職員の現場への直接的な関与が減ったことから、機会を捉えて情報収集を行って、指定管理者と市における情報の共有化に努め、引き続き、市場の効率運営に努める。

3. 経営の基本方針

生鮮食料品等の流通拠点として市民等へ安定供給を行うとともに、市場の健全運営に努める。

- ・効率的な管理運営
指定管理者制度の導入による運営を行うことで、効率的な維持管理を継続し、更なるPPP(官民連携)による民間ノウハウや資金の活用及び民営化などを検討する。
- ・市場流通量の維持
市場の取扱数量が、人口動向の影響以上に減少することがないように、現状数量の維持に努める。
- ・市場規模の適正化
次期市場整備等においては、現状の取扱数量や、必要とされる市場機能などを考慮し、実態に合った市場規模(施設)とする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

| 目 標 | |
|-----|---|
| | 現有施設の耐用年数中は、必要最小限の投資により適切な維持管理を行う。 次期施設整備等を検討し、市場の健全運営に必要な施設整備とする。 市場整備の際は、PPPの活用を検討する。 |

次期施設整備等の方針決定までは、指定管理者と連携して、日常管理を適切に実施し、必要最小限の修繕(投資)による維持管理を行う。
市場のあり方及び次期施設整備等については、引き続き必要な検討を行って早期に方針を決定し、現有施設の有効活用にも配慮しながら、施設の健全化を図る。
また、施設整備に際しては、適正な施設規模とし、経費削減に努めた整備を行い、合わせて、PPPによる民間資金の活用や投資の平準化について検討を行う(BCP対策に必要とされる設備等の整備も検討する。)
施設整備を行う際は、未使用施設が発生した場合の対策として、各施設を異業種事業者にも使用可能な構造として、柔軟な運用ができるよう検討を行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

| 目 標 | |
|-----|---|
| | 空店舗の解消(施設使用料の維持)に努める。 取扱高(取扱高使用料)の維持に努める。 他会計繰入金を可能な限り抑制する。 |

現有施設における市場運営については、施設使用料と売上高使用料による収入しか存在しないことから、定期的に空店舗情報を広報し、可能な限り施設の有効活用に努める。
また、取扱数量については、生産者等へ継続出荷の依頼を行うとともに、販路拡大策を検討し、卸売業者等の経営安定並びに市場事業会計の収支バランスの健全化に努める。
現時点、市場事業会計の収支は、過去における先行投資(起債償還が据置期間を含め最長25年のため)により釣り合っており、特別な経費が発生しなければ他会計繰入金を要さない状況となっている。
今後、施設等整備等を行った場合の市場運営経費については、独立採算での運営を目指し、その方策としてPPP活用などの検討をする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現在は、指定管理者制度の導入による管理運営を行っているため、主な経費は、指定管理に係る委託料、地方債償還金、建物火災保険、公課費(消費税)となっている。
 現有施設の維持管理においては、引き続き、経費節減に努める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

| | |
|--------|--|
| 民間活用 | 次期施設整備を行う際は、民間資金の活用を検討し、にぎわいの創出につながるよう考えていく。 |
| 投資の平準化 | PPP(民間資金)活用を検討し、当該経費を運用期間等で平準化する。 PPP活用をしない場合は、地方債の活用を検討する。 |
| 広域化 | — |
| その他の取組 | — |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|--|
| 使用料 | 施設使用料は、主要な収入であるため、空店舗の解消のため施設使用者の募集を継続して、現状の収入額の維持に努める。また、使用料改定を行う場合は、市場関係者の経営状況にも配慮した上で検討する。 売上高使用料は、卸売業者の取扱高に連動し、今後の人口動向から判断すると減少傾向の予測であるが、現状の取扱高を維持しつつ、新規販路の開拓やその他増収益の方策を検討し、収益確保に努める。 |
| 企業債 | 一時的に高額な投資等を行い、その費用が市場会計の負担となる場合については、当該投資等を世代間で平準化する必要があるとともに、健全な市場会計が阻害される(繰入基準の超過)ため、地方債の活用を検討する。 |
| 繰入金 | 市場の収益を維持し、効率的な運営を行って、他会計繰入金に依存しない運営に努める。 施設等の整備時には、PPPや地方債を活用することで多額な費用を使用期間等で平準化し、繰入基準の遵守に努める。 |
| 資産の有効活用等による収入増加の取組 | 現有施設においては、空店舗解消の取組を行い、収益の維持・増加に努める。 施設等の整備時には、市場規模の見直しを行って規模の適正化(縮小)を図り、PPPにより民間ノウハウや資金を活用した整備を検討する。 |
| その他の取組 | — |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--------|---|
| 委託料 | 現在は、指定管理者制度(代行制)の導入により運営しているため、市場運営の経費(地方債償還金、公課費(消費税)及び投資(大規模修繕)などを除く。)は、ほぼ委託料(指定管理料)に集約されている。 引き続き、指定管理者と連携し、市場の効率運営に努める。 |
| 管理運営費 | 市場の管理運営費(地方債償還金、公課費(消費税)及び投資(大規模修繕)などを除く。)は、指定管理者制度の導入により効率化されており、指定期間更新などの際に、適宜、見直しを行う。 また、大規模修繕など臨時的経費が発生する場合には、適切な状況判断のもと執行し、市場の健全運営に努める。 |
| 職員給与費 | 指定管理者制度を導入以降、市場会計に職員給与費は計上されていないが、所管課(農林水産課)へ市場担当職員2名(兼任)を配置している。 所管課へは、引き続き、業務量に応じた職員配置を行う。 |
| その他の取組 | — |

5. 公営企業として実施する必要性など

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>事業の意義、提供するサービス自体の必要性</p> | <p>本市場は、市民等へ生鮮食料品等を効率的・安定的に供給しており、また、市内農水産物の集荷・販売や、就業機会、雇用の面においても貢献し、重要な役割を果たしている。</p> |
| <p>公営企業として実施する必要性</p> | <p>市場の取扱数量は減少しているものの、本市場の存在により、住民等への生鮮食料品等の供給が安定するところであり、また、その活動による地域経済への貢献も大きいため、収益により費用を賄う公営企業の形態で運営を行う。 現在、市場事業は、指定管理者制度の導入により運営しているが、今後、他の運営形態についても検討を行う。</p> |

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

| | |
|----------------------------|--|
| <p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p> | <p>毎年、経営戦略と現状について検証を行う。 また、市場会計の収支に基づき使用料の見直しを行う際は、市場関係者の経営状況にも配慮した上で行う。 経営戦略は、法令等の改正、運営形態の変更その他市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、概ね5年を目途に見直す予定とする。</p> |
|----------------------------|--|